



令和3年4月28日
政策局広域行政課

第79回九都県市首脳会議 首脳提案（書面協議）の結果について

第79回九都県市首脳会議（4月21日WEB開催）において、書面協議を実施することとした、各都県市首脳提案について、次のとおり書面協議し、結果が取りまとめましたので、お知らせします。

1 議題

首脳提案（8提案）について

2 書面協議の結果概要

別紙のとおり

お問合せ先

政策局大都市制度推進本部室広域行政課長 安形 和倫 Tel 045-671-2108

第79回九都県市首脳会議首脳提案（書面協議）の結果概要

令和3年4月28日
九都県市首脳会議

首脳提案に係る合意事項

（1）電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について

電動車のさらなる普及に向けた取組は、脱炭素社会の実現や災害時のレジリエンス強化に向けた広域的な共通課題であること、また、首都圏では自動車が多く保有され、域内でのヒト・モノの往来が活発なことから、都市間の連携により取り組むことで大きな成果を得ることができ、ひいては我が国全体での電動車のさらなる普及に繋がることなどから、普及に向けた環境整備について、環境問題対策委員会において検討することとした。

（2）オフィスなどの相互利用について

今後、都市全体のスマート化やデジタルガバメントの実現、働き方改革の推進などが自治体に求められる中、首都圏の自治体職員がオフィスなどを相互利用する取組については、ライフ・ワーク・バランスの充実や広域災害の発生時における活用などに寄与するものとして、高い事業効果が期待できる。そのため、オフィスなどの相互利用に向けて、首都圏連合協議会において検討することとした。

（3）風害対策及び大規模停電対策の充実強化について

令和元年房総半島台風では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電など甚大な被害が発生した。各自治体では防災対策の強化を進めているものの、猛烈な台風等への備えは未だ十分とは言えず、各自治体が万全の対策を実施するためには、国による更なる支援が必要である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり、国に対して要望を行うこととした。

（4）動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について

多頭飼育問題については、飼い主だけでは解決が困難な場合、自治体の介入が必要だが、現在の動物の愛護及び管理に関する法律では、周辺の生活環境が損なわれる場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合でも、飼い主が動物の所有権を手放さない場合、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はない。そこで必要な法整備について、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙2のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への居住費及び食費の負担軽減について

認知症高齢者等の中には、グループホーム等の利用が望まれるケースが多いものの、介護保険施設等と同様の負担軽減制度が設けられていないことから、介護保険施設へ入所せざるをない場合がある。住み慣れた地域の中で能力に応じて自立した生活を送るために介護サービスの選択ができるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(6) 文化芸術の持続可能性を高める支援について

国民の精神的な基盤である文化芸術の持続可能性を高めるため、コロナ禍における文化芸術施策に対する財政支援の継続、大規模災害等緊急時における文化芸術を守り活動を継続させるための基金の設置及び迅速な支援を可能とする制度の創設、文化芸術を振興するための国の文化予算の拡充について、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙4のとおり、国に対して提言を行うこととした。

(7) 児童相談所等の更なる体制強化について

児童虐待が増加の一途を辿る中、国が推進する児童相談所等の体制強化策に応じ、地方自治体は人員の確保や育成等に取り組んでいるが、特に虐待相談対応件数の多い都市部においては、国の示す業務量を実現できないなどの課題がある。そこで、専門職員の配置標準の見直し等による更なる体制強化について、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(8) 地域材利用による森林の循環利用について

森林の循環利用の停滞は、森林の公益的機能の低下をもたらし、下流域の都市部の災害にも繋がる恐れがあるため、広域的に対応を図るべき課題であり、木材の大消費地である九都県市が率先して地域材を利用することが重要である。

そこで、地域材を使った住宅や非住宅施設への支援制度の新設・拡充、中・大規模の木造建築物技術者の育成、森林環境譲与税などを活用した地域材利用の推進に係る取組等について、首都圏連合協議会において検討することとした。

風害対策及び大規模停電対策の充実強化について

令和元年房総半島台風では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電や断水など甚大な被害が発生した。

国においては、防災基本計画の見直しを行ったほか、国土強靭化基本計画においても、年次計画2020に長期停電等課題への対応を盛り込むとともに、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が新たに定められるなど災害対策の強化が図られたところではあるが、災害の中でも特に風害への備えは未だ十分ではなく、今後、増加が懸念される猛烈な台風等による風害に対して、国が主導的に更なる災害対策の充実強化を図ることは喫緊の課題である。

については、このような状況を踏まえ、都県・市町村の取組が着実に進捗するよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 防災・減災の観点から各都県市で策定している計画に基づき、無電柱化を一層進めるための必要な予算を確保するとともに、コスト縮減等に資する技術開発を促進すること。
- 3 停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用自家発電設備の整備等の停電対策を進めるため、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- 4 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要となる科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。

令和3年 月 日

内閣総理大臣	菅 義偉 様
内閣府防災担当大臣	小此木 八郎 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様
厚生労働大臣	田村 憲久 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけではなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺の生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざまな問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体が緊急的に一時保護することも必要である。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理条例法」という。）では、適正に飼養管理していない飼い主に対して、周辺の生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はない。

については、動物愛護管理条例法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺の生活環境の悪化を防ぐため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態や周辺の生活環境が損なわれている事態が生じているなど、自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

令和3年 月 日

環境大臣 小泉 進次郎 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
東京都知事	小池百合子
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への 居住費及び食費の負担軽減について

介護保険制度における施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、当該利用者は介護給付により1～3割の負担となる利用料の外、各事業所・施設が個別に定める居住費、食費等を負担することとなるが、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）への入所や短期入所サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用する場合には、低所得者等の利用が困難にならないよう、居住費及び食費について、所得等に応じた負担軽減制度が設けられている。

一方、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（以下、グループホーム等）については、介護保険施設等と同様に居住費、食費等の負担が発生するものの、負担軽減制度の対象とされていない。

近年増加を続けている認知症高齢者及び部分的に自立した生活を営む能力を有した要介護高齢者等が施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、住み慣れた地域の中で能力に応じて自立した生活を続けることを可能とするグループホーム等の利用を望まれるケースが多いものの、低所得者等にとっては費用負担面においてハードルが高いことから、負担軽減制度が利用可能な介護保険施設への入所を選択せざるを得ない場合もある。

については、各利用者が金銭的理由によりグループホーム等の利用を断念することなく、それぞれの実態に即した介護サービスの選択を可能とするよう、次の事項を要望する。

- 1 グループホーム等に係る居住費及び食費について、介護保険施設等と同様に、所得等に応じた負担軽減制度を創設すること。
- 2 制度の創設を行うに当たり、国において必要な財政措置を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

九都県市首脳会議

座 長 千 葉 市 長	神 谷 俊 一
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	林 文 子
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

文化芸術の持続可能性を高める支援について

文化芸術は、明日を生きる活力の源であり、心豊かな生活を支える精神的な基盤である。また、都市の持続的な経済発展や創造性を育む原動力となり、震災や風水害等の大規模災害時には、苦境にあえぐ人々の心を励まし支える極めて重要な役割も担ってきた。

全世界で猛威を振るう今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、幅広い文化芸術活動の停止又は縮小を余儀なくし、格式ある伝統芸能から音楽、演劇、美術まで多岐にわたる文化芸術分野を経済的な苦境に陥らせ、関係者の財政基盤に大きな打撃を与え続けている。

国は、文化芸術に対し令和2年度補正予算全体で約1,000億円の支援策を講じており、文化資源や人材が集中・集積する九都県市においても、国の地方創生臨時交付金の活用等により各自治体独自に施策を展開しているが、文化芸術活動を途切れさせないためには、引き続きの財政支援が求められる。

国民の精神的な基盤となる文化芸術活動の継続・発展は、文化・経済の好循環を生み出し、社会的危機からの力強い回復に大きく寄与する。そのため、今回のようなコロナ禍だけでなく、大規模災害等の緊急事態の発生時においても、文化芸術の灯を決して絶やさないよう、財源確保に向けた持続可能な仕組みづくりが不可欠である。

我が国の令和3年度の文化芸術予算額は約1,075億円、国家予算に占める割合が0.1%程度と、先進諸外国と比べると極めて低い水準であり、また民間企業からの支援も十分でない。我が国が目指す「文化芸術立国」の実現に向けて、あらゆる人々が様々な場で文化芸術の優れた果実を享受できるよう、国と地方が一体となって文化芸術振興を一層、推進していかなければならぬ。

そこで、文化芸術の持続可能性を高めるため、以下のとおり提言する。

- 1 地方自治体が行うコロナ禍における文化芸術施策に対し、財政支援を継続すること。
- 2 大規模災害等緊急時においても文化芸術を守り活動を継続させるための基金を国において設置し、迅速な支援を可能とする制度を創設すること。
- 3 国と地方が一体となって文化芸術を振興するため、国の文化予算を一層、拡充すること。

令和3年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一 様
内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

児童相談所等の更なる体制強化について

児童虐待については、令和元年度の相談対応件数が、児童相談所及び市区町村において、ともに過去最多を更新するなど増加の一途を辿っている。虐待による死亡事例は年間50件を超えるなど、痛ましい事件も後を絶たない状況であり、ますます深刻な状況となっている。

このような中、国はこれまでに「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等において、児童福祉司の配置標準の見直しや、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司スーパーバイザーの配置など、児童相談所の体制強化策を推進してきた。

また、児童や家庭の生活に身近な場所で必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」については、令和4年度までに全市区町村に設置することを目標としている。

加えて、児童虐待を行った保護者に対して、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるといった新たな支援も児童虐待の防止等に関する法律に規定されたところである。

児童相談所を設置している地方自治体や市区町村においては、こうした体制強化策に応じて、人員の確保や育成等に取り組み、あらゆる児童相談に対して懸命に対応してきた。しかしながら、虐待相談対応件数の多い都市部においては、現行の配置標準のままでは、国の示す業務量を実現することができず、担当職員への指導・教育も十分に実施することが困難であるなどの課題があり、更なる見直しが不可欠である。

については、児童相談所等の更なる体制強化について、次のとおり要望する。

- 1 児童福祉司スーパーバイザーについて、児童・保護者への指導を行う児童福祉司とは別に配置標準を法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 2 児童心理司スーパーバイザーの役割を規定するとともに、児童心理司とは別に、児童心理司スーパーバイザーを配置することを法定化し、併せて財政措置を講じること。

- 3 親子の再統合への配慮や保護者支援プログラムを担う専門人材を確保、育成するため、保護者支援や親子再統合支援を担当する児童福祉司及び児童心理司の配置について法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 4 設置運営要綱に定められている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」における職員の配置標準について、常勤職員を原則とした法定化を行い、併せて十分な財政措置を講じること。
- 5 児童相談所及び市区町村の専門職員の配置に関して、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保、育成及び財政措置を講じること。

令和 3 年 月 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎